

令和 8 年度 徳島県狩猟者登録案内

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 55 条第 1 項の登録（以下「狩猟者登録」という。）を受けようとする者が法第 56 条の規定に基づき、徳島県知事に対して行う申請等に係る手続きを、次のとおり実施します。

1 狩猟者登録申請書の提出先

申請書の提出先は、申請者の住所地又は申請者が所属する地区猟友会の所在地を管轄する徳島農林事務所※1、阿南農林事務所※2 及び美馬農林事務所※3（以下「農林事務所」という。）に提出すること。

- ※1 徳島農林事務所は吉野川農林事務所管轄を含む。
- ※2 阿南農林事務所は美波農林事務所管轄を含む。
- ※3 美馬農林事務所は三好農林事務所管轄を含む。

2 受付期間

令和 8 年 9 月 1 日（火）から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

3 全ての申請に必要な提出書類等

提出書類	必要数	備 考
(1) 狩猟者登録申請書	猟法ごとに 1 部	様式第 5 号のとおり。
(2) 狩猟により生ずる危害の防止又は損害の賠償に係る要件を申請者が備えていることを証する書類	1 部	次のいずれかの書類 ア 一般社団法人大日本猟友会の狩猟事故共済保険の被保険者であることを証する書類 イ 損害保険会社の損害保険契約（保険金額が 3,000 万円以上であるものに限る。）の被保険者であることを証する書類（損害保険会社又はその代理店が発行又は証明したものに限る。） ウ 上記ア又はイに準ずる資力信用を証する書類
(3) 写真	申請書用：猟法ごとに 1 枚 狩猟者登録証用：1 枚	登録申請前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの
(4) 住民票または運転免許証等の写し	1 枚	住所地を確認できる書類を提出。
(5) 返信用封筒 ※角形 2 号封筒に 390 円分の切手貼付	1 枚	収入証紙による納付の場合は不要。 4 連納付書による納付の場合は必要。

4 狩猟者登録手数料及び狩猟税の納付

(1) 狩猟者登録手数料

申請する猟法 1 種類につき、1,800 円分の徳島県収入証紙を申請書の所定の欄に貼付すること。

※令和 8 年 10 月 1 日以降、納付方法に一部変更あり。納付方法の詳細については、(別紙 1) 参照。

(2) 狩猟税

ア 狩猟税が課税される場合の金額

県税条例第 79 条の 3 の規定により、区分に応じた狩猟税を申請者の住所地又は申請者が所属する地区猟友会を管轄する徳島県県税局各支所（徳島支所、吉野川支所、阿南支所、美馬支所）へ納付し、その証紙が申請書に貼付されていることを確認すること。

なお、次のいずれかに該当する者は、狩猟税が 1/2 に減額される。(「特例の場合」の狩猟税を適用)

(ア) 狩猟者登録の申請前 1 年以内に、鳥獣の管理の目的で法第 9 条第 1 項の鳥獣の捕獲等の許可を受けて、徳島県内において当該許可に係る捕獲等をした者

(イ) 狩猟者登録の申請前 1 年以内に、鳥獣の管理の目的で法第 9 条第 1 項の鳥獣の捕獲等の許可に係る従事者証を受けて、徳島県内において当該許可に係る捕獲等をした者

区 分			通常の場合	特例の場合
網 獵 又 は わ な 獵	①	網獵免許又はわな獵免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、②及び③に掲げる者以外の者	猟法 1 種類につき 8,200 円	猟法 1 種類につき 4,100 円
	②	網獵免許又はわな獵免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者以外の者	猟法 1 種類につき 5,500 円	猟法 1 種類につき 2,700 円
	③	網獵免許又はわな獵免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者であって、農林水産業に従事している者	猟法 1 種類につき 5,500 円	猟法 1 種類につき 2,700 円
第 一 種 銃 獵	④	第一種銃獵免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、⑤及び⑥に掲げる者以外の者	16,500 円	8,200 円
	⑤	第一種銃獵免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者以外の者	11,000 円	5,500 円
	⑥	第一種銃獵免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者であって、農林水産業に従事している者	11,000 円	5,500 円
第 二 種 銃 獵	⑦	第二種銃獵免許に係る狩猟者登録を受ける者	5,500 円	2,700 円

イ 狩猟税の課税が免除される場合

次のいずれかに該当する者は、狩猟税は課税されない。

- (ア) 狩猟者登録の申請前1年以内に、認定鳥獣捕獲等事業者が鳥獣の管理の目的で法第9条第1項の鳥獣の捕獲等の許可に係る従事者証を受けて、徳島県内において実施する当該許可に係る捕獲等に従事した者
- (イ) 徳島県における鳥獣被害防止特措法の対象鳥獣捕獲員

5 狩猟税の減免措置を受ける場合に必要な書類等

狩猟税の減免対象者は次のとおりとし、「3 全ての申請に必要な提出書類等」に加え、以下の必要書類を添付すること。

区 分	必要数	提出書類
(1) 対象鳥獣捕獲員※	1 部	対象鳥獣捕獲員であることを証する証明書（徳島県内市町村長が交付するもの）（別記様式） ※「対象鳥獣捕獲員」…鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下「特措法」という。）第9条第2項に規定する鳥獣被害対策実施隊員のうち、主として対象鳥獣（特措法第4条に規定する被害防止計画の対象とする鳥獣をいう。）の捕獲等に従事することが見込まれる者として徳島県内の市町村長に指名され、または任命された者のこと。
(2) 狩猟者登録の申請前1年以内に、認定鳥獣捕獲等事業者*が、鳥獣の管理の目的で法第9条第1項の鳥獣の捕獲等の許可に係る従事者証を受けて、徳島県内において実施する当該許可に係る捕獲等に従事した者	各1部	次の全ての書類 ア 認定鳥獣捕獲等事業者の認定証の写し イ 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する証明書（様式16の2） ウ 認定鳥獣捕獲等事業の実施を受託したことを証する書類（委託契約書の写し等） エ 上記事業に従事した際の従事者証の写し ※「認定鳥獣捕獲等事業者」…法第18条の2に規定される者であり、また「捕獲従事者」とは、法施行規則第19条の2第2項第6号に規定される者のこと。
(3) 狩猟者登録の申請前1年以内に、鳥獣の管理の目的で法第9条第1項の鳥獣の捕獲等の許可を受けて、徳島県内において当該許可に係る捕獲等をした者	1 部	次のいずれかの書類 ア 許可証の写し（許可証の報告欄に当該許可に係る捕獲等の場所、鳥獣の種類、捕獲等をした数量、処置の概要及び備考欄に捕獲等をした日を記載すること。） イ 許可証に準ずる書面兼捕獲等の結果の報告を記載した書類に準ずる書類で許可権者（市町村長等）が証明した書類（別添様式1）

(4) 狩猟者登録の申請前1年以内に、鳥獣の管理の目的で法第9条第1項の鳥獣の捕獲等の許可に係る従事者証を受けて、徳島県内において当該許可に係る捕獲等をした者	各1部	ア及びイの全ての書類又はウの書類 ア 従事者証の写し イ 従事者として従事した鳥獣の捕獲等の結果として捕獲等に従事した日付、場所、鳥獣の種類、捕獲等をした数量、処置の概要を記載した書類（別添様式2） ウ 従事者証に準ずる書面兼従事者として従事した鳥獣の捕獲等の結果として捕獲等に従事した場所、その捕獲等をされた鳥獣の種類別の員数及び処置の概要を記載した書類で許可権者（市町村長等）が証明した書類（別添様式3）
(5) 当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、地方税法第23条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は同項第9号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く）以外の者	各1部	次の全ての書類 ア 狩猟税の申告書 イ 住所地の市町村長による非課税証明書
(6) 当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、地方税法第23条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は同項第9号に規定する扶養親族に該当する者であって、農業、水産業又は林業に従事している者	各1部	次の全ての書類 ア 狩猟税の申告書 イ 住所地の市町村長による非課税証明書 ウ 農林水産業に従事していることを明らかにした書面

6 狩猟者登録申請の手続き

狩猟者登録申請は、便宜上、できる限り各地区猟友会長が会員の申請書を取りまとめ、一括して農林事務所へ提出すること。

なお、個人で申請する場合は、必要書類を全て準備し、あらかじめ住所地を管轄する農林事務所に問合わせること。

7 狩猟者登録の交付等

(1) 交付

狩猟者登録申請書の提出があったときは、審査の上、狩猟者登録名簿に所定の事項（備考欄には狩猟免許試験及び狩猟免許更新の適正検査に係る条件等を記載する。）を記載した狩猟者登録証、狩猟者記章、鳥獣保護区等位置図及び出猟カレンダー等を交付する。

なお、2種類以上の狩猟者登録を行う者については、1枚の狩猟者登録証にまとめて交付する。

また、狩猟者登録証等の交付について、自宅等への郵送を希望する場合は、返信用封筒（角形2号封筒に530円切手を貼付）同封すること。

※地区猟友会に所属する場合は、返信用封筒の有無について、事前に地区猟友会長に問合わせること。

(2) 返納

狩猟者登録証及び出猟カレンダーは、原則、各地区猟友会で取りまとめの上、狩猟期間が満了した日から30日以内に返納すること。

個人で返却する場合は、住所地を管轄する農林事務所へ、狩猟期間が満了した日から30日以内に返納すること。

(3) 狩猟者登録の変更の登録

狩猟者登録証の交付を受けた者が、法第61条第1項に係る変更（①狩猟免許の種類、②狩猟をする場所）が生じた場合は、徳島県農林水産関係手数料条例に記載の手数料を添えて、様式6により申請すること。

なお、銃器の変更の場合は、同様の申請は必要であるが、手数料は要しない。

（例：第一種銃猟（散弾銃）で登録した狩猟者が、新たに空気銃を購入して狩猟を行う場合）

8 狩猟者登録証の再交付及び氏名・住所の変更の届出

狩猟者登録証等を亡失、滅失、汚損又は破損した者が、法第61条第5項に基づき狩猟者登録証の再交付を希望する場合、住所地を管轄する農林事務所へ問合わせること。また、氏名・住所の変更についても、同様とする。